トルコ共和国中央銀行—Türkiye Cumhuriyet Merkez Bankası—こうこと

中 村 英 雄

一 はしがき

オスマン帝国銀行

トルコ共和国中央銀行の成立

発券制度

四三

五 金融政策

(銀行信用規制委員会の廃止

大陸側すなわちアナトリア Anadolu と、 トルコ共和国は一九七三年十月二十九日をもって共和制施行五十周年を迎える。これを記念して同国のアジア トルコ共和国中央銀行——Türkiye Cumhuriyet Merkez Bankası——について ヨーロッパ大陸側すなわちトラキア Trakya とを結ぶ長大橋がボス

トルコ共和国中央銀行——Türkiye Cumhuriyet Merkez Bankası——について

さに発展の途上にあり、 フォラス海峡 Bogaziçiに架設され、同日を期してその開通式が行なわれることになっている。 わが国との関係も徐々に深まりつつある。 トルコはいます

か。 銀行について簡単なスケッチを試みるが、筆者の準備不十分のため、隔靴搔痒の結果に終るかもしれない。 し前述のような研究の現状では、それでもなお紹介の糸口を与えるという若干の意味をもちうるのではあるまい に至っては、 ほとんど行なわれていないといっても過言ではない』状態にある。この小稿ではトルコ共和国中央 わが国におけるトルコの研究ははなはだたち遅れており、とくに『現代トルコの社会・ 経済の分析 しか

__

ドンにおかれていた。 わたって借款を与えたのである。こういった状況の中で一八五六年五月二十四日イギリスの資本家たちがイスタ 五四年および五五年にクリミア戦争のための借款を与えて以来、一八七七年までの二○年あまりの間に一七回に 係は政治の分野だけでなく金融の分野でも大いに密接の度を増していた。 ·ブールにオスマン銀行 Osmanlı Bankası を設立した。この銀行は普通の商業銀行であって、その本拠はロン 時代はクリミア戦争(一八五三-五六年)の頃にまで遡る。その当時トルコと英・仏などヨーロッパ諸国との関 ヨーロッパ諸国はトルコに対して一八

が、この紙幣は厳密な意味での貨幣ではなかった。というのは、これはもともと年利八%、 その当時トルコでは財政も通貨もはなはだ悪い状態にあった。 一八四〇年には政府紙幣がはじめて発行された 期限八年の債務証書

に比べて半分近くまで減価していた。 争など種々の事情のためにかえって紙幣の増発を重ねることになり、そのため一八六○年頃には紙幣は金属貨幣 賦与されており、事実上の通貨であった。政府は一方でこの紙幣の回収をはかりながらも、 berei nakdiye(現金とみなされる証券という意味)あるいは単に Kaime(証券)とよばれていたが、強制通用力も であって、 満期になれば金属貨幣をもって償還されるはずであったからである。それゆえこれは Kaimei mute-他方ではクリミア戦

整理は実現できないことをよく理解していた。いまやイングランド銀行やフランス銀行のような強力な中央発券 な資金をトルコ国内では調達できないこと、また発券銀行による強力な支援がなくては、通貨および国家財政の そこで紙幣整理が緊急を要することは誰の目にも明らかであったが、 政府は従来の経験から、 紙幣整理に必要

府は同行に対して銀行券発行の権限を与えるという取り決めが結ばれた。 銀行をトルコにも設置することの必要がひろく認識されるに至った。このような状況のもとでトルコ政府とオス マン銀行の間に協定が成立し、それまでに政府が発行した紙幣を同行が完全に回収することができたならば、政

分利付債券二億フラン、トルコ通貨で八八○万トルコ・リラを発行して資金を調達した。発行価額は上記金額 われるようになった。このようにしてイギリスとフランスの資本家たちは、一八六三年二月四日の勅令によって ○%が同行の債券と引き替えられた。こうして一八六二年九月以降トルコ国内の支払いはすべて金属貨幣で行な 府紙幣を完全に回収した。紙幣は、その額面金額の四○%が金属貨幣、すなわち金貨あるいは銀貨と、 六八%、五九八・四万トルコ・リラであったが、同行はその資金をもって一八六二年七月から九月までの間に政 オスマン銀行を創設したイギリスの資本家たちはフランスの有力な資本家たちと協力し、ロンドンとパリで六 残りの六

トルコ共和国中央銀行——Türkiye Cumhuriyet Merkez Bankası——について

与えられた免許にもとづいて『オスマン帝国銀行』la Banque Inpériale Ottomane を設立したのである。この

銀行は近代的金融機関としてはトルコではもちろんのこと、中東地域で最も古いものである。

ていたにもかかわらず、実際には民間発券銀行であった。というのは、その株式は全部民間人が所有しており、 一八九五、一九二四、および一九三三年)、 結局一九五二年二月末日まで継続した。 免許では同行は国立銀行と さ れ オスマン帝国銀行の免許期間は、はじめ三十年間と定められていたが、のちに幾度か延長 されて(一八七五、

占的に銀行券を発行する権限を与えられており、その期間中政府は自ら紙幣を発行することも、 その管理も民間人の手中にあったからである。しかも同行はスルタンの保護を受けていた。同行は免許期間中独 またオスマン銀

行以外のものに発券を許すことも禁じられていた。 各地に支店を設置することができるとされており、実際にベイルート Beirut イズミール Izmir およびサロニ オスマン帝国銀行はイスタンブール İstanbul に本店をもっていたほか、銀行業務を営むためにトルコ帝国の

○万仏フラン、額面金額五○○仏フランの株式で一三万五、○○○株)であった。 カ Saloniki(正式には Thessalonike)に支店を設けた。 創立当初の資本金は 二七〇万英ポンド(あるいは六、七五

オスマン帝国銀行の主要な任務はつぎのようなものであった。通貨の整理、内国および外国におけるトル

プロ国

をもっていたことが指摘されているが、これは同行の地位を如実に物語るものである。 た。一八六三年にはトルコではじめて国家予算が作られ、この予算編成にあたってオスマン銀行の代表が拒否権 じて行なわれることになっており、いわば同行は全権を委任された国家の出納係とも言うべき役割を果たしてい 信用の供与、国庫の支払いの維持。そして国の収入はすべて同行に入り、国の支出はすべて同行を通

208 —

成員は五年ごとに株主総会によって選出された。株主総会は三十株以上の株式を所有する株主によって 構 成 オスマン帝国銀行を管理していたのは、ロンドンとパリにそれぞれ存在した二つの委員会で、この委員会の構 毎年ロンドンで開催された。現地の管理機関としては七名のメンバーで構成される管理委員会があった。 بخ

であったように思われる。 たなかった。逆に、一八七五年の協定によって、オスマン帝国銀行はトルコの国家予算に対してある種のコント ールを加えうることになった。 ルコ政府はオスマン帝国銀行に対する会計検査の権限をもっていたが、それ以外には何の権限も影響力もも 同行はトルコのための発券銀行というよりも、 むしろ外国の債権者の利益代表

_

Türkiye Cumhuriyet Merkez Bankası が設立され、翌一九三一年十月三日から開業した。 さまないことを承認した。このようにして一九三〇年六月十一日付の法律にもとづいてトルコ共和国 中 央 銀 銀行も一九二五年トルコ共和国政府と結んだ補足協定の中で、国民的中央発券銀行が設立されても異議をさし が、一九二三年のローザンヌ条約締結以後のトルコにとってそれはとうてい満足しえないものであった。こうい 存在していた。しかし同行は外国人の利害に対する依存度が大きく、トルコ共和国において中央銀行として機能 った理由で、 しうる状態になかった。同行は古いオスマン・トルコ帝国の政治および経済の必要から生まれたもの で あっ た 一九二三年にトルコ共和国が成立したとき、右に述べたとおり同国には発券銀行としてのオスマン帝国銀行が 真にトルコ共和国のための中央発券銀行を設立すべきであるという声が高まり、 一方オスマン帝国 行

トルコ共和国中央銀行——Türkiye Cumhuriyet Merkez Bankası——について

·ルコ共和国中央銀行——Türkiye Cumhuriyet Merkez Bankası——について

が紙幣の発行を継承することになった。しかし一九三一年にトルコ共和国中央銀行が開業するまでオスマン帝国 実際にはトルコ共和国成立の翌一九二四年にオスマン帝国銀行は銀行券の発行を停止し、その後は同国大蔵省

比率が急速に減退し、一九三三年には実際にその発行権も失われ、通貨政策上の重要性が消滅したのである。 銀行券は紙券発行高のほとんどすべてを占めていた。オスマン帝国銀行券は一九三一年以後流通通貨量に占める かし、この銀行券はその後も減価しなかったので、グレシャムの法則によって『良貨』として退蔵されながら、

オスマン帝国銀行に対する免許は一九五二年三月一日をもって終了し、それ以後同行は当初そうであったよう

形式上は一九四八年まで流通しつづけた。

に、 このよりにしてトルコ共和国中央銀行は一九四八年以降形式上も専一の中央発券銀行になった。そのご中央銀 オスマン銀行として一般的な銀行業務に従事している。

— 210 **—**

行法は一九五五年四月二十七日付で改正され、一九七〇年一月十四日付でさらに改正されて今日に及んでいる。

トルコ共和国中央銀行は法律上は株式会社の形態をとっている。同行の免許期間は当初三○年間と定められて

いたが、のちに一九五五年の法律改正によってそれが一九九九年まで延長され、さらに一九七〇年の法律では、

同行は一五の支店をもっている。 トルコ共和国は今日六七の県 Vilâyet に分けられているから、 Ankara におかれ、 右の期間満了の五年前に 再延長することができるとさ れ て い る(中央銀行法第一条)。 大蔵大臣の承認をえてアンカラ以外の都市に支店を設けることができる(同、第二条)。 同行の本店は アン 中央銀行の支 カ

店は平均して四県ないし五県に一店の割合であるということになる。

を規定したのち、ひきつづき『b、本行は第四五条、第四六条、第四八条、第五○条、 九七○年のトルコ共和国中央銀行法は、第三六条aにおいて、同中央銀行券が無制限強制通用力をもつこと 第五一条、 第五二条およ

び第五三条に定めた業務と関連して銀行券を発行する権限を有する』と述べている。

第四五条は短期手形の再割引および短期手形を引当てとする貸付けにかんする規定である。

第四六条は中期手形の再割引および中期手形を引当てとする貸付けにかんする規定である。

第四八条は証券取引所に上場されている国債その他の確実な債券を引当てとする銀行に対する期限一二○日の

貸付けを定めている。 第五○条は政府の一般会計歳出予算額の一五%までの範囲内での、国庫に対する短期貸付けにかんする規定で

第五二条は公開市場操作にかんする規定である。 第五一条は国営経済企業などの発行する短期手形を引当てとする貸付けおよび割引を定めている。

ある。

そこでトルコ共和国中央銀行券発行額は正貨準備にもとづく部分(第五三条)と、保証準備にもとづく部分(第 第五三条は金および外国為替の売買、外国為替手形にかんする貸付けや割引を規定している。

第五〇条、 四五条、第四六条、第四八条、第五〇条、第五一条および第五二条)とによって 構成されているのである。 第五一条および第五二条についてはそれぞれの条に、またその他の三か条については第五四条に、中 ルコ共和国中央銀行——Türkiye Cumhuriyet Merkez Bankası——について 後者のうち

トルコ共和国中央銀行——Türkiye Cumhuriyet Merkez Bankası——について

と言うことができるが、 央銀行が与えらる信用の限度が定められている。それゆえこのばあいの発券制度はいちおう一部準備制度である 保証準備発行の限度が 同行理事会によって 決定されることになっている点に 注意した

んで政府が補助貨幣を発行している。現在トルコ共和国中央銀行券は無期限に無制限強制通用力を賦与されてい こんにちトルコ共和国中央銀行は 専一的に銀行券を発行する権限をもっており(中央銀行法第一条)、 それと並

失うものとされていた。これはトルコ共和国以外の国々と大いに事情の異なる点であるから、もう少し詳しく述

るが、一九七○年の中央銀行法改正までは、中央銀行券は『安定化法』の発効とともにその無制限強制通用力を

実行されるに至らなかった。鋳貨は商品と同じように取扱われていたのである。トルコ共和国中央銀行設立当時 オスマン・トルコ帝国では一九一六年に金本位制が導入されたが、それは全く名目上のことだけにとどまり、

制を実現しようと意図していたからであると考えられる。 されるべきことを規定したのである。このような規定を特に明記したことは、当時の政府当局者が金貨流通本位 きると信じていた。そこで当時の立法者たちは、 トルコ共和国政府は、 通貨の究極的安定はその価値を金の価値と結びつけることによってはじめて実現で トルコ共和国中央銀行法の中で、将来中央銀行券が金貨に兌換

の返済が滞っていたから、金本位制を実現するために新たな対外借款を起こすことは思いもよらなかった。さら しかしその当時トルコ共和国のもつ金準備は底をついており、国際収支の状態はきわめて悪く、かつ対外債務

にそのころ経済恐慌が世界を覆らていた。多くの国々の経済は混乱におちいり、各国は直接的措置によって経済

ら一般的な方針だけを規定することになったのである。 望はさしあたり全く可能性をもちえなかったので、とりあえず中央銀行法の中に、将来金本位制を実現するとい に干渉を加えなければならなかった。トルコ共和国でも中央銀行設立の当時は、金本位制の実現という政府の希

このようにして中央銀行法の中にいわゆる『安定化法』の規定が設けられたが、それは金準備と兌換とを規定

同法が発効すると、トルコ共和国中央銀行は右のようにして決定された平価でその銀行券を金貨に兌換する義務 なっていた。上述のとおり、トルコ共和国中央銀行券はこの『安定化法』が発効するまで強制通用力をもつが、 することによって、金本位制を実現するはずであった。トルコ・リラの金平価もそれによって決定されることに

を負うことになっていた。

こでトルコ共和国中央銀行券はこんにちまで唯一の無制限な法定支払手段として存続しているのである。 さらにトルコ共和国中央銀行は、『安定化法』が発効するまでは、過去に政府から引継いだ銀行券の金額を増

である。実際にもその後この中央銀行券の強制通用力を停止しようとするような動きは全く見られなかった。そ

こういった『安定化法』の考え方が、金融にかんする現代の理論や政策と遠く隔ったものであることは明らか

であった。しかし時のたつにつれて、こういった硬直的な原則に対してつぎのような例外規定がつぎつぎに加え 加させることができないものとされていた。つまり同行は原則として銀行券を追加発行してはならないというの

られ、発券制度は弾力性を増していった。

発行することができる。(一九七〇年法第四五条および第四六条に対応するもの。) 中央銀行は、手形および証券の再割引ならびにこれらの手形および証券にもとづく貸付けに対して、銀行券を

トルコ共和国中央銀行——Türkiye Cumhuriyet Merkez Bankası——について

--- 213 ---

を発行することができる。(同じく第四八条に対応するもの。) 中央銀行は国債ならびに証券取引所に上場されるその他の確実な債務証書に対する貸付けにもとづいて銀行券

中央銀行は、同行が大蔵省に与える短期の貸付けに対して、それと同じ額まで銀行券を発行すること が

る。(同じく第五○条に対応するもの。)

券を発行することができる。(同じく第五一条に対応するもの。) 中央銀行は、国営経済企業および類似機関の振出す手形の割引あるいはそれを担保とする貸付けに対して銀行

ができる。中央銀行は外国為替の買入れに対して銀行券を発行することができる。中央銀行は貿易および支払協 中央銀行は金の買入れおよび金を担保とする貸付けにもとづいて、それらと同じ額だけ銀行券を発行すること

定によって外国に与えた信用にもとづいて 銀行券を発行することができる。(同じく第五三条に対応するもの。)

-- 214 ---

このようにして、一九七○年の中央銀行法で銀行券を発行しうるばあいとして列挙されている項目が、公開市

場操作(第五二条)を除いて全部出そろったことになる。公開市場操作については後述する。

えた信用にもとづいて銀行券を発行することができた。 右のほかさらに、 中央銀行は、 同行が旧償還信用金庫、 現在の国営投資銀行 Devlet Yatırım Bankası に与

五.

ている。すなわち単なる勧告や督促あるいは各種の金融機関による自発的な申し合わせのようなものから、 般に中央銀行が用いることのできる金融政策の手段は最も温和な方法から厳しい干渉まで広い範囲にわたっ 一般

制を経て、最後に行政上の強制措置にいたるまで多くの手段が存在するのである。 をすべて行使しうる状態にはないようである。 貨幣流通あるいは信用供与を規制するにあたって、一般に中央銀行が用いうるはずのこういった各種の手段 しかしトルコ共和国中央銀

的な信用規制もしくは量的金融政策とよばれる金利政策、公開市場操作および準備率政策、さらに選択的信用規

トルコ共和国では資本市場の発達がはなはだしく遅れており、また他方、金融機関による振替貨幣の創造能力 ここでは金利政策、 公開市場操作および準備率政策の三点について、トルコ共和国の実情を検討してみたい。

が非常に小さく、 はなはだ多い。それゆえ、中央銀行の割引歩合の引上げによって、もし金融機関の貸出し利子率が引上げられる 支払わなければならないとしても、できるだけ多額の信用を手に入れることが企業にとって有利であるばあいが の引下げが、信用に対する顕著な追加需要を生じさせるとは限らない。すなわち、 ことになっても、それは信用に対する需要の抑制とはなりにくいのである。逆の場合、 先進諸国に比較して、はるかに強力で直接的な効果をもつもののように思われる。 トルコ共和国では、 それゆえ、中央銀行の再割引が通貨供給上大きな比重を占めているから、 利潤を生む業務をいとなむ可能性が非常に大きいから、かなり高い利子を トルコ共和国では信用に対す 中央銀行による割引歩合 一見したところ同国 しかし事実

215

関が借り手に対して要求できる利子率は一年につき一○・五%に制限されており、 それが九%および七%を超えてはならないとされている。 ルコ共和国では、貸出しに対する利子率の最高限度が法律によって定められている。現在のところ、 そして実際には、 金融機関は中央銀行の割引歩合が最 特定の選択的信用について

る需要の利子率弾力性が非常に小さい点が指摘されている。

けて利子率を引上げ、借り手が負担する実際の利子率は一八%ないし二○%に達しているのが一般的であると言 たとえば利子率の最高限度が一〇・五%と法定されている場合でも、手数料や割増金などという種々の名目をつ われている。こういった状態が生じるのは、同国では信用に対する需要がつねにその供給を大巾に上まわってい こういった最高の利子率を借り手に対して課するのが普通になっている。そのうえ金融機関は、

引上げは金融機関の利潤の幅を狭めるという結果をもたらすにとどまるのである。このように割引歩合の引上げ このように借り手はつねに耐えらる限り高い利子率を負わされているから、中央銀行が割引歩合を 引上 げて 金融機関がそれに応じて実際上の貸出し利子率を引上げることは到底できない。中央銀行による割引歩合の

るからである。

信用の総量を著しく増加させることができるとは考えられない。 ければならない。 弾力的であったとしても、割引歩合の引上げによって信用の総量を減少させる可能性はきわめて小さいと言わな 他方、中央銀行信用のかなりの部分が一般の割引歩合の適用を受けない点にも注目する必要がある。というの 逆に、割引歩合の引下げは金融機関の利潤の幅の拡大を意味するだけのことで、それによって

に呼応して金融機関が貸出し利子率を引上げることができないのだから、もし仮りに信用需要が利子率に対して

216

ことは看過できない。 これを決定することになっている。近年こういった貸出しが中央銀行信用の総額のおよそ四分の一に達している 引歩合は適用されないのである。この場合の貸付け利子率はトルコ共和国中央銀行と同国大蔵大臣が協議のうえ 前述の中央銀行法第五〇条の規定に従って中央銀行が国庫に与える短期貸付けの利子率については一般の割

することになっていた。 の割引歩合は適用されず、この場合の貸付け利子率は中央銀行理事会と大蔵省とが協議してこれを個別的に決定 九七〇年の中央銀行法改正までは、国営経済企業および類似機関に対する中央銀行の貸付けに対しても一般

在でもそれは必ずしも大きいとは言えない状況にあるのである。 このようにしてトルコ共和国では金利政策のもつ意義と効果はこれまできわめて限られたものであったし、

とも一○○○万トルコ・リラの払込資本金をもつ株式会社の確実な債券である。 買操作の対象となるのは、 トルコ共和国中央銀行法第五二条によれば、同行は公開市場操作を行なうことができるとされている。この売 1前記第四五条にあげた短期手形、 および2内国債、公共機関の債券ならびに少なく ただし同行は公開市場操作のた

めに、同行の資本金と準備金の合計額の五倍以上の金額を使用してはならない。

れたことは、大いに注目に値する点である。しかしこういった改正によって、公開市場操作の有効性が実現する 用しうる金額の限度が前述のように同行の資本金と準備金の合計額の五〇%からその合計額の五倍にまで拡大さ 公開市場操作が言うに足るほどの重要性をもちえないことは、つとに指摘されていた。中央銀行法の改正によっ 理理事会の八名のメンバーのうち少なくとも五名の同意が必要とされていた。こういった厳しい制約の範囲内で 金四○○万トルコ・リラの国民銀行があげられていた。さらに同行が公開市場買操作を行ならさいには、同行管 の合計額の五〇%に制限されていたし、また払込資本金一〇〇〇万トルコ・リラの株式会社の代りに、払込資本 て、同行の払込資本金が一五○○万トルコ・リラから二五○○万トルコ・リラに増額され、さらにこのために使 一九七○年の中央銀行法改正までは、同行が公開市場操作のために使用しうる金額は、同行の資本金と準備金

トルコ共和国中央銀行——Türkiye Cumhuriyet Merkez Bankası——について

か否かは今後の状況を見なければ判断できないように思われる。

思われる。というのは同国の資本市場の発達が はなはだ遅れているからである。 たとえば証券取引所 Menkul して同国でこの政策がいますぐに通貨管理の手段として重要な役割を果たすことができるとは考えがたいように 一九七〇年の中央銀行法の改正までトルコ共和国で公開市場操作が行なわれたことはなかったようである。そ

るのは、 Kiymetler Kambiyo Borsasi は唯ひとつ、イスタンブールに存在するだけである。この取引所に上場されてい 国債(国有鉄道債を含む)、中央銀行債、 トルコ共和国農業銀行債、 大蔵省証券、 トルコ実業銀行債、

スマン銀行債およびその他の商業銀行債券である。

ばエレウリ(コンヤ)製鉄会社の株式はトルコ実業銀行 Türkiye Iş Bankası が、 またグッドイァー・タイア会 大部分は証券市場を通さないで売り捌かれている。 社の株式はトルコ抵当銀行 Türkiye Garanti Bankası がそれぞれそれを売り込むための世話をしたのである。 一九六七年以降トルコ工業開発銀行 Türkiye Sınai Kalkınma Bankası が発行している社債についても、その 民間企業の発行する社債や株式は証券取引所を通さないで個人投資家や金融機関にはめこまれている。たとえ

-- 218

ほど立ち遅れている。 のとおりトルコの資本市場は、 こういった資本市場の状況について、国営投資銀行年次報告(一九六四年)はつぎのように述べている。 それを育成するためにとるべき措置は非常にかぎられており、その発展が実現するのには多少とも長い時間 資本市場は一般的な経済の成長や組織と密接な関係をもっているから、 一般的な経済発展の水準に応じて、先進諸国の資本市場とは比べものにならない この市 場 を 創

が必要である。しかし資本市場の諸機関やそれに関連する措置について、政府や実業界は現に必要な努力をつづ

けている。いくつかの大学も、それぞれの研究活動を通じてこういった努力に加わっている。』

資本市場の育成措置としては、この市場の発展を妨げている租税その他の要因の排除が考えられている。たと

毎年、トルコの資本市場の設立が来年中におこなわれるだろうと語っている。ここ十年来この問題について、非 えば一九六四年五月には法人所得税法が改正されて、法人が所有する株式の再評価額に対する課税が 廃 止さ れ こういった努力にもかかわらず、資本市場の発展は遅々として進んでいないように思われる。『国家企画庁は、

とつはっきりした結論がでていない』というのが実情である(傍点は中村)。 常に沢山の会合、 は、その負債に対する裏付けとして、後述の銀行信用規制委員会の決定に従って、一般現金準備を保有しなけれ にかんする詳細な規定があった。この銀行法の第三三条(一九六一年に改正)によれば、 つぎにトルコ共和国中央銀行による準備率政策について述べることにする。一九七○年の中央銀行法改正まで 一九五八年六月二十三日付の銀行法の第五編「一般流動性、法定準備金および損失補填準備金」に、 討論、研究および提案が実に頻繁におこなわれてきたが、今までのところ、それによって何ひ トルコ共和国 . の 諸 準備率 銀

219

還信用基金勘定に預け入れた資金は、ただちに国家および国営経済企業に対して投資資金として貸し出されてい はこの特別現金準備は中央銀行にあった償還信用基金の勘定に預け入れられていた。(前述のとおりこの基金は一九 ばならないが、 六四年に改組されて国営投資銀行になった。)このようにして多くの金融機関が特別現金準備として中央銀 行 とされていた。 この特別現金準備は中央銀行の特別封鎖勘定に預託されることになっていた。一九六一年以前に なおそのほかに銀行間預金を除く預金総額に対して、特別現金準備をも保有しなければならな

に戻されていたのである。 た。すなわち、金融機関の特別現金準備として流通から引上げられた資金がこういったルートを通って再び流通

議の承認をえた諸原則にしたがって、トルコ共和国農業銀行 Türkiye Cumhuriyeti Ziraat Bankası の農業資 もまた、この特別勘定に預託された特別現金準備の総額のうち二○%までは、銀行信用規制委員会が決議し、 金にふりむけることができた。すなわち、この場合にも、 央銀行内の償還信用基金に預け入れられないで、同行の特別勘定に封鎖されることになった。しかしこの場合に 九六一年五月十二日付の銀行法の改正によって、特別現金準備として金融機関から引上げられた資金は、 閣 中

が農業銀行というルートをつうじて再び流通に還元されていたのである。 ほとんど全く同じ内容をもつ規定が中央銀行法第四〇条にとりいれられた。それゆえ、 に引上げられた資金が、その二〇%を限度として、農業銀行のルートをつうじて再び流通に還元されるという点 一九七〇年の中央銀行法第六九条によって、前記の銀行法第三三条は廃止されたが、それに代わって、それと 特別現金準備として流通から引上げられた資金の一部 金融機関の特別封鎖勘定

前記の銀行法第三三条では、右の特別現金準備率は、一般的経済情勢を勘案して、銀行信用規制委員会がそれ

では、こんにちもなお一九七〇年以前と同じ状況にあるのである。

れを定めるとされているだけで、その上限も下限も規定されていない。 合には二○%以上四○%以下と規定されていた。一九七○年の中央銀行法では、特別現金準備率は中央銀行がそ を定めることになっていたが、その範囲について、有期預金の場合には一○%以上三五%以下、要求払預金の場

ルコ共和国では法定準備が総合流動性準備(一九七〇年以前には一般現金準備)と特別現金準備の二本建てにな

しているように思われる。さらにわが国の準備預金制度では準備率の上限が一○%と規定されているだけで、下 期性預金とその他の預金とでは準備預金準備率が区別されているが、その点はトルコでも同様である。このほ 限にかんする規定は存在しないのに対して、 なかった。しかし現行中央銀行法第四○条Ⅱaの第三段は、 わが国では金融機関の種類と規模によっても準備率が区別されているが、一九七○年以前のトルコではそうでは っており、 わが国のそれが準備預金制度による日本銀行への預け金一本であるのと異なっている。 トルコ共和国中央銀行法では上下いずれについても限界が明示され 金融機関の規模による特別現金準備率の区別を肯定 わが国では定

に重点をおいているのではないかと考えられる。それゆえこの制度に強力な政策効果を期待することはかなり困 ていないのである。 以上見たとおり、 トルコの特別現金準備制度は、 金融政策上の目標よりもむしろ金融機関の流動性準備の

六

難なのではあるまいか。(末尾の付記を参照のこと。)

会の任務はつぎのように定められていた(銀行法第四七条)。 るために設置され、一九五六年、一九五八年および一九六〇年に強化され、新たな権限を賦与された。この委員 この委員会はトルコ共和国以外では余りその例を見ないもので、最初一九五五年に金融政策上の諸措置を実施す 一九七〇年の中央銀行法の改正によって廃止された銀行信用規制委員会について述べることにする。

本邦の経済活動の要求するところに従って銀行投資の質と量にかんする規制措置を講ずること、 トルコ共和国中央銀行——Türkiye Cumhuriyet Merkez Bankası——について 信用の総

- 221

確 保

量と、その総量の範囲内で各種の信用をそれぞれの分野と問題に従って配分することとの調整にかんする決定

を行なうこと、本法の適用あるいは一般に金融および信用にかんして政府が本委員会に照会すべき問題につい

て参考意見を述べること。』

臣、労働大臣、大蔵省国庫局長、商業省内国通商局長、工業庁長官、 (一九六四年以降は国営投資銀行に改組)総裁、 銀行信用規制委員会の構成メンバーはつぎのとおりであった。大蔵大臣(議長)、商業大臣(議長代理)、工業大 トルコ商工会議所および商品取引所連盟事務総長、 トルコ共和国中央銀行総裁、 その他銀行およ 償還信用基金

この委員会の決定は閣僚会議の承認を経て実施されることになっていた。一九六七年末までにこの委員会は一

222

右のうち工業大臣と工業庁長官は一九六二年に追加されたのである(銀行法第四七条)。

び銀行協会関係者六名。

であると見なされていた。 七四の命令を発したが、その中のいくつかは、中央銀行の業務、とくに中央銀行の貸出し限度額や中央銀行信用 るよりもむしろこの委員会であるかのように思われていた。そしてまた、この委員会は政府の直接的な代理機関 の部門別配分などにかんするものであったから、 トルコ共和国における金融政策の担当者は、 中央銀行自身であ

九七〇年の中央銀行法第六九条によって銀行信用規制委員会は廃止され、 従来この委員会の任務と権限に属

と実施を迅速化し、政策効果の拡大を図ろうとしているかのように見える。しかしこの改正によって、そのよう e項)。こういった権限の委譲は一見したところ、 していた事項はトルコ共和国中央銀行に、すなわち 同行理事会に移譲されることになった(中央銀行法第四○条Ⅱ 中央銀行の自主性を拡大することによって、 金融政策の樹立

な結果を期待することは恐らくできないであろう。というのは閣僚会議がいぜんとして中央銀行の政策上の決定

を拒否あるいは変更する権限をその手中に握っているからである。

以降は、 業団体関係から二名を選任していた。同行総裁は理事会に出席して意見を述べることはできたが、そのメンバー 所有者としての資格で政府が任命し、さらに別の二名は同じく後述のB種およびC種の株式を所有する国民銀行 いる。すなわち以前には理事会は八名のメンバーによって構成されており、そのうち二名は後述のA種の株式の ることを許されない(中央銀行法第一九条)。この点は一九七〇年の 中央銀行法 改正以前の 状態と大いにちがって れた六名のメンバーによって構成されている。理事は、特別法による規定がない限り、同行以外の職務と兼務す 以外のものの影響を排除し、 こういった理事会の改組は、 たため(中央銀行法第一九条)、 およびその他の会社が選任し、D種の株式の所有者たちが一名を選任し、そのほか商工会議所関係から一名、 銀行信用規制委員会の任務と権限を委譲された中央銀行理事会は同行総裁を議長とし、 中央銀行に対する政府の支配力の強化は、つぎに述べる株式の区分の変更にも認められる。中央銀行法では、 前述のように兼職が禁止されたほか、教育と経歴の点からみて専門家であることという条件も加えられ このように従来理事会は各界を代表する多彩なメンバーによって構成されていたが、一九七○年 同行に対する政府の支配力の強化を意味するものであるように思われる。 前述の銀行信用規制委員会の廃止とともに、金融政策に対する政府および中央銀行 理事会そのものの性格が著しく金融実務家的色彩を強めたということができる。 同行株主総会で選任さ

223

の株式はもっぱら大蔵省によって保有され、その総額は総資本額の五一%をくだっては なら ない

同行の株式が四つの種類に区分されている(第六条)。

ルコ共和国中央銀行——Türkiye Cumhuriyet Merkez Bankası——について

B種の株式はトルコ国内で営業している国民銀行によって保有される(第九条)。

C種の株式は国民銀行以外の銀行および認可会社によって保有され、その総額は一五○○○株を超えてはなら

ない (第一〇条)。

D種の株式はトルコの企業およびトルコ国籍をもつ自然人ならびに法人によって保有される (第一一条)。

これら四つの区分の間での株式の譲渡は、右の規定の範囲内で行なわれなければならない(第一二条)。

一九七○年の中央銀行法改正以前には、右の株式の区分について、A種の株式は同行の総資本額の一○%以上

一五%以下でなければならぬとされており、C種の株式の最大限度は一五○○○株、すなわち当時の総株式数

はたとえば一九五八年と一九六四年にはつぎのとおりであった。 よっても一方的に支配されることのないようにという配慮によるものであった。これらの四種の株式の構成比率

(単位万トルコ・リラ)

一九六四年

A 種 一九五八年 三七〇(二四・七%)

五八〇(三八・七%) 五七〇(三八・〇%)

三七〇 (二四・七%)

C 種 B 種 0 (六・七%) 八〇

1五〇〇 (100%) 四五〇 (三〇・〇%) 五〇〇 (100%) 四八〇 (三二・〇%) (五・三%)

五万株の一○%とされていた。こういった株式の区分は、中央銀行が政府によっても、また民間の諸グループに 224

九七○年の改正によって同行の資本金が一五○○万トルコ・リラから二五○○万トルコ・リラまで一○○○

万トルコ・リラだけ増額されることになり、その金額が全部同行の臨時費から払い込まれて、その分の株式がす

ベてA種に割り当てられ(中央銀行法臨時第八条)、 四種の株式のあいだの区分が 前述のように 変更されたのは、

中央銀行に対する政府の支配力強化の意図を明白に示すものであるように思われる。 こういった株式区分の変更と関連して、監査役の選任にも改正が加えられた。一九七○年以前には監査役会は

た。ところが一九七〇年の改正によって、監査役会のメンバーは、A種の株式の所有者によって一名、 りの二名はD種の株式の所有者によって選任されており、したがって政府は監査役会に代表を送って い な かっ 四名のメンバーによって構成されており、そのうち二名はB種およびC種の株式の所有者によって選任され、残

こういった点に一九七○年の中央銀行法改正の一つの特徴があるように思われる。

びC種の株式の所有者によって二名、そしてD種の株式の所有者によって一名、

合計四名が選任されることにな

— 225 —

B種およ

った(中央銀行法第二三条)。この点にも政府の支配力の強化が見られるのである。

- (1) 護雅夫編「トルコの社会と経済」アジア経済研究所、一九七一年、「はしがき」。
- (2)前掲書 二四一二五頁
- (3) Sait Dilik: Die Geldverfassung und die Währungspolitik der Türkei bis 1958- Mit einem statistischen Anhang für die Zeit nach 1958, Ankara 1969, S. 45
- (5)(4) Sait Dilik: a. a. Sait Dilik: a. 2 0., s. 0., s. 38 und 41.
- ルコ共和国中央銀行——Türkiye Cumhuriyet Merkez Bankası——について

- トルコ共和国中央銀行——Türkiye Cumhuriyet Merkez Bankası——について
- (6)
- Sait Dilik: a. a. O., S. 45 f.

(7)

Sait Dilik: a. a. O., S. 80.

- (8) Anwar Ali: Banking in the Middle East, in: IMF Staff Papers, Vol. VI, No. 1, November 1957, p. 51.
- (9) Sait Dilik: a. a. O., S. 80.
- (10) 護雅夫 前掲書 二二頁。
- Sait Dilik: a. a. O., S. 80.
- Sait Dilik: a. a. O., S. 81.
- 護雅夫 前掲書 二二頁。

(12) (11)

- (13) (14) Sait Dilik: a. a. O., S. 81 f. Sait Dilik: a. a. O., S. 98 f.
- Maxwell J. Fry: Finance and development planning in Turkey, E.J. Brill-Leiden, 1972, p.

--- 226

(16)

Sait Dilik: a. a. O., S. 82.

(15)

Sait Dilik: a. a. O., S. 132.

- (17) Werner Uhrenbacher: Türkei-Ein wirtschaftliches Handbuch, Berlin 1957, S. 30.
- T.C.M.B. Bank Note Printing House: The Law on Türkiye Cumhuriyet Merkez Bankası, Ankara (with-
- out date). 今後、中央銀行法の引用はすべて本書に拠る。

(18)

Werner Uhrenbacher: a. a. O., S. 30

(19) ve Krediler, Hakkında Bilgiler (Ankara) 1973, p. 19, Türkiye Bankalar Birliği: Bankalarımızın 1972 Sonu Bilânço ve Kâr ve Zarar Hesapları, Teskilât, Mevduat

- Sait Dilik: a. a. O., S. 132.
- (21) Sait Dilik: a. a. O., S. 123.
- (22) Sait Dilik: a. a. O., S.
- (24) (23) Sait Dilik: a. a. O., S. 135 f. Sait Dilik: a. a. O., S.
- Sait Dilik: a. a. O., S. 133ff.
- (25) (26) Sait Dilik: a. a. O., S. 126.

(27)

Sait Dilik: a. a. O., S. 126 f.

たところ、および Sait Dilik:a. a. O., S. 126 による。

一九七〇年六月十一日、イスタンブール大学財政学研究所において Kenan Bulutoğlu 教授より筆者が直接聴取し

(28)

(29)

Maxwell J. Fry: op. cit., p. 60, Tablle 2.

Türkiye Cumhuriet Merkez Bankası: Aylık Bülten, 1970, No.7-8, Temmuz-Ağustos, Ankara, pp. 18-21.

-- 227 --

(30)

Sait Dilik: a. a. O., S. 127.

- (31) Sait Dilik: a. a, O., S. 119 und 127 f.
- (32) (33) Union of Chambers of Commerce, Industry and Commodity Exchanges of Turkey: Investment Guide to Sait Dilik: a. a. O., S. 128.
- Turkey, Ankara, 1964, p. 119

Maxwell J, Fry: op. cit., p. 53

(34)

- Union of Chambers of Commerce, Industry and Commodity Exchanges of Turkey: op. cit., p. 119.
- トルコ共和国中央銀行——Türkiye Cumhuriyet Merkez Bankası——について

- 引用は Maxwell J. Fry: op. cit., p. 51, による。
- (35)

Union of Chambers of Commerce, Industry and Commodity Exchanges of Turkey: op. cit., p. 119.

(37) Maxwell J. Fry: op. cit., p. 51. (36)

- (38) The Banks Association of Turkey: The Law on Banks with the Statute of the Turkey, (without publishing place) 1965, 今後、銀行法の引用はすべて本書に拠る。 Banks Association of
- (39) Sait Dilik: a. a. O., S. 129.

Sait Dilik: a. a. O., S. 131.

(40)

- (41) Sait Dilik: a. a. O., S. 131.
- (42) Sait Dilik: a. a. O., S. 129.
- Sait Dilik: a. a. O., S. 128. Maxwell J. Fry: op. cit., p. 61.

(43)

Maxwell J. Fry: op. cit., pp. 61 f.

(44)

- (45) Maxwell J. Fry: op. cit., p. 73.
- (47) Sait Dilik: a. a. O., S. 108. Maxwell J. Fry: op. cit., p. 74.

(46)

- (48) Sait Dilik: a. a. O., S. 100 f.
- Union of Chambers of Commerce, Industry and Commodity Exchanges of Turkey: op. cit., p. 115

(一九七三・九・三〇)

Sait Dilik: a. a, O., S. 109

(49)

行記

上げて八・七五%とした。同時に、同行は、通貨流通量の縮減をはかるため、短期預金総額の三○%を同行に預託するよ トルコ共和国中央銀行はインフレーション抑制策の一環として、一九七三年十一月二十八日付で、再割引歩合を一%引

右の準備率は、本文で述べた特別現金準備率のことであると思われる。う、商業銀行に対して指示を与えた。The Japan Times, November 30, 1973.

(一九七三・一二・二〇)